

## 党則改正について

令和4年3月14日

党改革実行本部

- 昨日、3月13日の自民党大会で4項目の党則改正を行うことが了承されました。以下、その考え方と具体的内容をご説明します。
- 政治改革関連法の成立によって小選挙区制度が導入されて、四半世紀が経ちました。この間、党執行部の権限・責任は格段に高まったと言われています。また、デジタル技術の飛躍的な進展に伴い、党員・地方組織などとのコミュニケーションが、より緊密にとれる時代となりました。さらには、政治不信の高まりや、人口減少に伴う地方政治の支え手の先細りなど、日本の政治、そして我が党を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 我が党は、「政治は国民のもの」との立党の精神を基本とし、その国民の信頼の上に、責任政党・国民政党としての役割を果たしてきましたが、こうした時代の変化に対応し、先進的で開かれた党運営を行うことで、不断に国民の信頼確保・増進を図っていかねばならないと考えています。
- 党改革実行本部では、そうした問題意識の下、岸田総裁・茂木幹事長が掲げる方針や、全国の都道府県支部連合会との対話を行った「党改革 Web キャラバン」での意見も踏まえ、現在、求められる党則改正の検討を行いました。
- そうした検討の結果、3月13日の自民党大会において、以下の4項目について、党則改正を行うことが了承されました。
  - ①党の新陳代謝を進め、権力の集中と惰性を防ぐための役員任期制限
  - ②党本部と市区町村議会議員を含めた党所属議員との連携を強化するための「地方議員センター」の設置
  - ③地方組織との連携強化を図り、政務調査会や女性局・青年局の活動をより重視するため、全国政務調査会長会議・全国女性局長会議・

全国青年局長会議を党則上に明記すること

- ④ 政党組織や党運営のあり方について、我が党が尊重し積極的に取り組むべき基本的指針「自民党ガバナンスコード」を策定すること

○ この4項目の党則改正のより詳細な説明及び具体的改正内容は、以下の通りです。

#### <役員任期制限>

○ 役員任期については、先の総裁選挙でも争点の一つとなったが、選挙制度の変更に伴い、党執行部に権力が集中しやすくなっており、党の新陳代謝を不断に進め、権力の集中と惰性を防ぐ観点から、「1期1年3期まで」とする。

○ 具体的には、党則第80条が、役員任期について規定しているが、80条4項の「総裁は」の部分で、「総裁及び役員は」と役員を追記することで、党則に反映する。

(党則【第十一章 役員任期】)(赤字は改正部分)

第八十条 役員任期は、総裁については三年とし、その他はすべて一年とする。ただし、重任を妨げない。

(略)

4 総裁及び役員は、引き続き三期(前項に規定する任期を除く)を超えて在任することができない。

○ なお、役員任期制限対象の「役員」については、同条1項の「役員」と同義であるとした上で、「権力の集中と惰性を防ぐ」という党則改正の趣旨に鑑み、当面、副総裁+「党7役」として運用する。

※党7役：幹事長、総務会長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織運動本部長、広報本部長

#### <地方議員センターの設置>

○ 人口減少や過疎化が進展する中であって、地域によっては、地方議員の成り手不足など、地方政治の支え手の先細りが深刻な課題となっている。「党改革 Web キャラバン」でも、そうした地方の声を多数頂い

た。我が党としても、国民・住民に一番身近で地域の課題に取り組み、また地域の声を国政につなげる地方議員が、かけがえのない存在であることは言うまでもない。

- そのため、党本部と市区町村議会議員を含めた党所属議員との連携を強化し、その活動を都道府県支部連合会と共に支援するため、組織運動本部「地方組織・議員総局」の下の主要なセンターとして、新たに「地方議員センター」を設置すべきである。具体的には、これまでの地方組織・議員総局の活動は、都道府県支部連合会との連絡調整が主であったが、今後は、複数名の党本部職員で「地方議員センター」を構成し、党所属地方議員に対する①地方議員の活動に資する情報提供、②意見交換会開催、③ワンストップ要望・相談窓口の開設などの機能を追加する。
- 党則上は、第18条1項2号の地方組織・議員総局の下の主要なセンターとして、既に設定されている「名簿センター」、「在外邦人センター」に加えて、新たに「地方議員センター」を追記する。

(党則【第二章 執行機関】第五節 組織運動本部) (赤字は改正部分)

第十八条 組織運動本部に、次の各局を置き、団体総局にあっては、そのもとに関係団体委員会を、地方組織・議員総局にあってはそのもとに地方議員センター、名簿センター、在外邦人センターを置く。

- 一 団体総局  
(略)
- 二 地方組織・議員総局  
地方議員センター  
名簿センター  
在外邦人センター

<全国政務調査会長会議・全国女性局長会議・全国青年局長会議の明記>

- デジタル化が進展し、より頻繁に、党本部と地方組織との情報交換ができるようになった。その一方で、一般の有権者が接する情報の質・量・速度も、飛躍的に向上している。
- こうした中で、党本部での政治・政策の動きを迅速に地方組織に伝

えること、地方の声を迅速に党本部で吸い上げる必要性がこれまで以上に高まっている。

- また、党の多様性確保に向けて、女性活躍を推進し、若者の政治離れに歯止めをかけるために、党活動への女性や若者の積極的な参画を促していかなくてはならない。
- そのため、現在、党則に規定されている全国幹事長会議（第 78 条）に加え、地方組織との連携強化を図り、政務調査会や女性局・青年局の活動をより重視する観点から、全国政務調査会長会議・全国女性局長会議・全国青年局長会議についても、党則に明記する。
- また、今後作成するガバナンスコードに、これらの会議について、オンラインも活用した定期的な開催を記載する。

（党則【第十章 その他の機関】）（赤字は改正部分）

#### 第 六 節 全国幹事長会議及び全国政務調査会長会議等

第七十八条 党本部と都道府県支部連合会との連携強化のため、全国幹事長会議、全国政務調査会長会議、全国女性局長会議及び全国青年局長会議を置く。

- 2 全国幹事長会議は、党役員及び都道府県支部連合会幹事長をもって構成する。
- 3 全国政務調査会長会議は、党政務調査会役員及び都道府県支部連合会政務調査会長をもって構成する。
- 4 全国女性局長会議は、党女性局役員及び都道府県支部連合会女性局長をもって構成する。
- 5 全国青年局長会議は、党青年局役員及び都道府県支部連合会青年局長をもって構成する。

#### <自民党ガバナンスコードの策定>

- 言うまでもなく、政党におけるガバナンス（統治のプロセス）の基本は、国民による選挙を通じた審判である。党ガバナンスコードは、我が党が、現在及び将来の党運営のあり方の指針を対外的に表明・遵守することにより、国民に対する透明性と説明責任を担保し、ガバナ

ンスの根幹にある、国民の信頼を確保・増進していくためのものである。

- 我が党は、経済社会の変化が加速する中であって、今後も幅広い民意を代表する国民政党として、時代の変化に対応して、政党組織・党運営のあり方も絶えず進化させていかなければならない。
- そのため、政党組織や党運営のあり方について、執行部や所属議員はじめ我が党が尊重し積極的に取組むべき基本的な指針（ガバナンスコード）を新たに定め、その指針に則って、先進的で開かれた党運営を行うことで、国民の信頼確保・増進を図ることを提案したい。
- 党則の下に置かれた党規律規約や党倫理憲章などの従来のルールは、所属議員による不適切行為などのリスクを縮減することを念頭に定められた規範体系である。一方、新たに策定するガバナンスコードは、党の将来的な成長と進化のために、執行部などが「なすべきこと」の指針を主に示すものであり、かかる観点からも従来の党内規範とはその位置づけを異にする。
- ガバナンスコードの具体的内容については、今後、「党改革実行本部 ガバナンスコード策定ワーキングチーム」において、検討を進めることとなるが、まずは、党則上、ガバナンスコードの位置づけ規定を設けることとする。

## 第十七章 ガバナンスコード

第百条 国民の信頼と協力の基盤の上に、党の理念を実現するため、総務会の議を経て、党運営のあり方の指針としての党ガバナンスコードを定める。

※現行の第十七章・第百条「党則改正」は、第十八章・第百一条とする。

- 以上、4項目の「党則改正」を起爆剤として、さらに党改革を加速し、「自民党は変わった。進化している。」という姿を国民の皆様を示してまいります。